

白井市障害者計画等策定委員会

担任事務

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく白井市障害者計画及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく白井市障害福祉計画の策定に関する事項について調査審議すること。

委員定数

15人以内

委員の構成（案）

学識経験・市民公募委員以外の11人は、各団体の代表者等へ委員推薦依頼予定。

学識経験者は依頼予定、市民公募委員は公募手続き。

付属機関条例委員構成	事務局（案）	人数	
障害者団体の代表者	白井市中心身障害者福祉連絡協議会から5名		
	構成団体	手をつなぐ育成会（心身）	6人
		身体障害者友の会「にこにこ」（肢体）	
		精神障害者家族会「しらゆりの会」（精神）	
		視覚障害者白井あゆみの会（視覚）	
		聴覚障害者協会「友の会」（聴覚）	
	いちごの会（障害児）		
公共的団体等の代表者	社会福祉協議会	4人	
	ボランティア連絡協議会		
	障害者施設の代表者（市障害者支援センター）		
	地域自立支援協議会		
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員連絡協議会	1人	
知識経験を有する者	学識経験者	1人	
市民	公募	3人	
	公募		
	公募		

任期

委嘱の日から計画の策定まで、令和6年9月～令和8年3月までを予定。

会議開催予定

令和6年から令和7年度まで、7回を予定。